

改正

平成28年3月31日告示第47号

平成29年9月29日告示第83号

令和2年8月20日告示第90号

山ノ内町未熟児養育医療給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第20条第1項の規定により、町が医療を必要とする未熟児に対してその養育に必要な医療の給付（以下「養育医療の給付」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(低体重児の届出)

第2条 法第18条の規定による届出は、低体重児出生届（様式第1号）によるものとする。

(給付対象者)

第3条 養育医療の給付の対象者は、町内に住所を有する法第6条第6項に規定する未熟児であつて次に掲げるいずれかの症状を有し、医師が入院養育を必要と認めた者とする。

- (1) 出生時の体重が2,000グラム以下のもの
- (2) 生活力が特に薄弱であつて次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態

- (ア) 運動不安・痙攣があるもの
- (イ) 運動が異常に少ないもの

イ 体温が摂氏34度以下のもの

ウ 呼吸器、循環器系

- (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの
- (イ) 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの
- (ウ) 出血傾向の強いもの

エ 消化器系

- (ア) 生後24時間以上排便のないもの
- (イ) 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの
- (ウ) 血性吐物、血性便のあるもの

オ 黄疸

生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの

- (3) その他各号に準ずると町長が認めたもの

(実施医療機関)

第4条 養育医療の給付に係る医療は、法第20条第4項に規定する指定養育医療機関（以下「医療機関」という。）において行うものとする。

(給付内容)

第5条 養育医療の給付は、現物給付によることを原則とし、やむを得ない事情がある場合は、現物給付に代えてその費用を支給するものとする。

2 養育医療の給付の範囲は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給

- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 病院又は診療所への入院及びその他療養に伴う世話その他の看護
- (5) 移送

3 前項第5号の養育医療（以下「移送」という。）の給付については、医師が特に必要と認めた場合に限り支給することとし、その額は、指定養育医療機関に入院する場合の移送に必要な最小限度の実支出額とする。

（給付の申請）

第6条 養育医療の給付を受けようとする未熟児の保護者（以下「申請者」という。）は、医療機関による当該医療の開始後速やかに、養育医療給付申請書（様式第2号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類及び関係証明書等を添付して、町長に申請するものとする。また、申請者は移送の給付を受けようとするときは、その事実についての医療機関の医師の意見等を記入した移送承認申請書（様式第11号）及び該当費用に関する証拠書類を添えて、町長に申請するものとする。

- (1) 養育医療意見書（様式第3号）
- (2) 世帯状況調書及び同意書（様式第4号）
- (3) その他町長が必要と認めた書類

（給付の決定）

第7条 町長は、前条及び第5条第3項の申請があったときは、内容を審査の上、速やかに給付するか否かを決定するものとする。

2 町長は、養育医療の給付を行うことを決定したときは、養育医療券（様式第5号。以下「医療券」という。）を申請者に交付するとともに医療機関にその旨を通知するものとする。また、移送の給付を行うことを決定したときは、移送給付承認書（様式第12号）を申請者に通知するものとする。

3 町長は、養育医療の給付及び移送の給付を行わないことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（医療券の取扱い）

第8条 医療券の有効期間は、当該医療機関による医療開始の日から、第6条に規定する養育医療意見書に基づく当該医療の終了日までとする。

2 医療券の有効期間を過ぎて継続する必要がある場合は、当該医療機関は、当該有効期間中に養育医療継続給付協議書（様式第6号）に意見書（様式第7号）を添えて町長に提出し、協議しなければならない。この場合において、町長は医療の継続が適当であると認めたときは、養育医療継続給付承認書（様式第8号）を医療機関に送付するとともに、申請者にその旨を通知するものとする。

3 やむを得ない理由により他の医療機関に転院するときは、転院を必要とする理由を記載した医師の証明書を添付の上、新たに養育医療の給付を申請するものとする。ただし、世帯状況調書の提出は省略することができるものとする。

4 申請者が医療券を汚損、破損又は紛失したときは、養育医療券再交付申請書（様式第9号）により再交付を受けることができるものとする。

5 申請者は医療券の記載事項に変更があった時には、養育医療券記載事項変更届（様式第10号）を提出しなければならない。

（費用の決定及び徴収）

第9条 町長は法第21条の4第1項の規定により、養育医療の給付を受けた者又はその扶養義

務者から別表により算定した額を徴収するものとする。この場合において、同表備考10により寡婦又は寡夫のみなし適用を申請する場合は、養育医療給付寡婦（夫）のみなし適用申請書（様式第13号）を第6条の給付申請の際に添付するものとする。

- 2 給付継続中に徴収額の基礎となる扶養義務者市町村民税額に変更が生じた場合は、申請者から申出させこれに基づき徴収月額を再決定し、変更のあった日の属する月の翌月から適用する。
- 3 徴収基準額に係る階層区分の認定は、毎年7月1日現在の給付対象者に対し再認定を行い、8月分からこれを適用する。

（診療報酬の請求、審査及び請求）

第10条 医療機関の診療報酬の請求は、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に基づき行うものとする。

- 2 診療報酬の審査及び支払は、長野県知事と長野県社会保険診療報酬支払基金及び長野県国民健康保険団体連合会との間で締結した契約に基づき行うものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年4月1日の医療から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第47号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日告示第83号）

この告示は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年8月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

（別表）（第9条関係）

徴収基準額表（養育医療給付事業）

階層区分	世帯の階層（細）区分	徴収基準月額 (円)	徴収基準加算月額 (円)
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯	5,400	540
D階	A階層及 所得割の年額		

層	びB階層及びC階層を除き当該年度分の市町村住民税課税世帯であって、その市町村住民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	D 1	7,900	790
		15,001円～21,000円	D 2	10,800	1,080
		21,001円～51,000円	D 3	16,200	1,620
		51,001円～87,000円	D 4	22,400	2,240
		87,001円～171,300円	D 5	34,800	3,480
		171,301円～252,100円	D 6	49,400	4,940
		252,101円～342,100円	D 7	65,000	6,500
		342,101円～450,100円	D 8	82,400	8,240
		450,101円～579,000円	D 9	102,000	10,200
		579,001円～700,900円	D10	123,400	12,340
		700,901円～849,000円	D11	147,000	14,700
		849,001円～1,041,000円	D12	172,500	17,250
		1,041,001円～1,222,500円	D13	199,900	19,990
		1,222,501円～1,423,500円	D14	229,400	22,940
		1,423,501円以上	D15	全額	左の徴収基準月額の10%。 ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円

備考

- この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D 1～D15階層における「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住

所を有する者とみなして、所得の額を算定するものとする。

3 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

4 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取扱うものとする。

5 徴収月額の決定の特例

(1) 同一世帯から2人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額((2)による日割り計算後の額)の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算出するものとする。

(2) 入院期間が1ヶ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、更に日割計算によって決定する。(ただし、D15階層を除く。)

徴収基準月額(徴収基準加算月額)×その月の入院期間/その月の実日数

(3) 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4) 児童に民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

6 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものとする。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、該当児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家庭で生活している標準世帯はもちろんのこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属している者とする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情有として、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、町長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

8 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

9 平成30年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると町長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。

10 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年度所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月～6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。）が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として扱う。また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額から(1)又は(3)に該当する場合にあつては、26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

(様式第1号) (第2条関係)

低体重児出生届

- お子さんの体重が 2500g 未満で生まれた場合は、この用紙で山ノ内町健康福祉課へ連絡してください。
- お子さんの名前が決まっていない場合は、お子さんの名前は未記入でも構いません。

乳 児	ふりがな 氏名		個人番号	
	出生場所	電話		
	出生日時	年 月 日	午前・午後	時 分
	在胎週数	週 日	単胎・多胎 (胎)	
	生まれたとき	体重 g	身長 cm	性別 男・女
	退院予定日	年 月 日		
産 婦	ふりがな 氏名	() 歳	個人番号	
	住 所	※住所と異なる場合 (帰省先など) 山ノ内町に戻られる予定 (月 日)		
	連絡先			
住 所	山ノ内町大字			
○お子さんの様子や心配なこと、相談したいことなどを記入して下さい。				
母子保健法第18条に基づき、低体重児の出生を届け出ます。				
年 月 日				
(届出人)				
住所				
氏名				
乳児との続柄				

(様式第2号) (第6条関係)

<p style="margin: 0;">養育医療給付申請書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">山ノ内町長 様</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">(〒 ー)</p> <p style="margin: 0;">申請者住所</p> <p style="margin: 0;">申請者氏名 印</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">本人との続柄</p> <p style="margin: 0;">別紙関係書類を添えて、養育医療の給付を申請します。</p> <p style="text-align: center; margin: 0;">記</p>					
本人	ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年 月 日
	住所				個人番号
扶 養 義 務 者	氏名				本人との 続柄
	居住地	〒			
	電話番号				個人番号
被保険者証等の 記号及び番号				保険者等 の名称	
希 望 す る 指 定 医 療 機 関	所在地	(〒 ー)			
	名称				

添付書類

- 1 養育医療意見書 (様式第3号)
- 2 世帯状況調書及び同意書 (様式第4号)
- 3 健康保険証の写し
- 4 世帯全員の個人番号の確認できる書類及び申請者の身元の確認できる書類
(代理人による申請の場合は、委任状及び代理人の身元の確認できる書類)

番号確認:個人番号カード 通知カード () 代理人:委任状
 身元確認:個人番号カード 運転免許証 パスポート ()

(様式第3号) (第6条関係)

養 育 医 療 意 見 書					
ふりがな 氏 名		性 別	男・女	生年月日	年 月 日
在胎週数	(単胎/双胎(胎))		出生時の体重		グラム
症 状 の 概 要	1 一般状態	(1) 運動不安・痙攣 (2) 運動が異常に少ない			
	2 体 温	(1) 摂氏34度以下			
	3 呼 吸 器 循 環 器	(1) 強度のチアノーゼ持続 (2) チアノーゼ発作を繰り返す (3) 呼吸数が毎分50以上で増加傾向 (4) 呼吸数が毎分30以下 (5) 出血傾向が強い			
	4 消 化 器	(1) 生後24時間以上排便がない (2) 生後48時間以上嘔吐が持続 (3) 血性吐物がある (4) 血性便がある			
	5 黄 疸	(1) 生後数時間以内に発生 (2) 異常に強い			
	その他の所見 (合併症の有無等)				
診療予定期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
現在受けている 医療	保育器の使用 人工換気療法 酸素吸入 経管栄養 持続静脈内注射 その他の医療				
症状の経過					
上記のとおり診断する。 年 月 日 医療機関の名称及び所在地 郵便番号 電話番号 医師氏名 印					

(様式第4号) (第6条関係)

世帯状況調書及び同意書

年 月 日

山ノ内町長 様

下記の者は、未熟児養育医療給付の申請にあたり、地方税関係情報及び住民基本台帳情報について取得することに同意します。

申請者 住所

氏名

印

乳 児	住所				
	氏 名	続柄	生年月日	個 人 番 号	職 業 (勤務先)
		本人			
同 意 者 (本人が署名してください)	乳児の属する世帯構成員				
世帯外扶養義務者	住 所				
	氏 名	続柄	生年月日	個 人 番 号	職 業 (勤務先)

- ※ 1 個人番号の記載により市町村民税課税証明書の添付が省略できます。
- ※ 2 個人番号を記載いただけない方は、住民票のあった市町村から市町村民税課税証明の取得をお願いします。
- ※ 3 世帯構成員等は、自ら署名を行ってください。
- ※ 4 代理人が署名する場合は委任状が必要です。
- ※ 5 世帯外扶養義務者とは、世帯以外で乳児本人を扶養している者のことです。

(様式第5号) (第7条関係)

公費負担者番号	2	3	2	0	6	7	1	7
受給者番号								

養 育 医 療 券							
交付番号		—			交付年月日		
被保険者証 記号及び番号				保険者名			
受療者	氏名			出生時の体重		g	
	生年月日					性別	
申請者	氏名			受療者との続柄			
	住所						
指定医療機関		名称					
		所在地					
診療予定期間		から			まで		
この券の有効期限		から			まで		
徴収費用		1ヶ月		円		階層区分	
		この徴収費用は、後日山ノ内町から申請者へ別途納付書により請求します。					
<p>上記のとおり決定します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">山ノ内町長 印</p>							

※ 指定医療機関において診療を受ける場合、被保険者証又は組合員証に添えて、この医療券を窓口
提出してください。

(様式第6号) (第8条関係)

養育医療継続給付協議書				
本人氏名		男・女	生年月日	年 月 日
扶養義務者氏名		本人との続柄		
受給者番号				
上記の者の養育医療の給付の継続を必要と認めます。				
年 月 日				
山ノ内町長 様				
指定養育医療機関の長				印

(様式第7号) (第8条関係)

意見書	
今までの治療の 具体的方針	
継続を必要と する事項	
治療の具体的方針	
治療費見込額	期間延長に伴い追加を要する見込金額 円
追加分治療 見込期間	年 月 日 までの 日間治療延期を必要とする。
上記のとおり診断する。	
年 月 日	
指定養育医療機関名	
医師氏名	印

(様式第8号) (第8条関係)

公費負担者番号	2	3	2	0	6	7	1	7
受給者番号								

養 育 医 療 継 続 給 付 承 認 書		
医療券交付番号		
受療者	住 所	
	氏 名	
指定養育 医療機関	名 称	
	所 在 地	
承認の 事項	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	1ヶ月間の 徴収費用	円
	医 療 費 概 算 額	円
そ の 他		
<p>上記のとおり承認します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>指定医療機関の長 様</p> <p style="text-align: right;">山ノ内町長 印</p>		

(様式第9号) (第8条関係)

養育医療券再交付申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者住所

本人との続柄

氏 名 印

下記の理由により、養育医療券を紛失(き損)しましたので再交付してください。

記

本人氏名		男・女	生年月日	年	月	日
扶養義務者氏名		本人との続柄		職業		
扶養義務者住所						
被保険者証記号・番号		保険者名				
受給者番号		交付年月日	年	月	日	
再交付の理由						

(様式第12号) (第5条関係)

移送給付承認書

年 月 日

様

山ノ内町長

印

年 月 日付で申請のあった移送については、次のとおり承認する。

公費負担者番号	2	3	2	0	6	7	1	7
受給者番号								
受療者名								
交付年月日								
指定養育医療機関名								
移送区間	から			まで				
移送方法								
移送年月日								
移送費概算額								円

(様式第13号) (第9条関係)

養育医療給付事業寡婦(夫)控除等のみなし適用申請書

年 月 日

山ノ内町長 様

申請者住所

申請者氏名

印

子の氏名

私は、養育医療給付事業利用にあたり、当該事業の費負担の算定に関して、寡婦又は寡夫のみなし適用を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【寡婦又は寡夫とみなされる者として該当する番号を□欄にチェックしてください】

<input type="checkbox"/>	① 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻していないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有するもの
<input type="checkbox"/>	② ①に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
<input type="checkbox"/>	③ 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻していないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、前年の所得が500万円以下であるもの

※1 「前年の所得」とは、地方税法第313条第1項に規定する所得(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額)の合計額となります。また、本事業の利用日が1月から6月の場合は、前々年の所得となります。

※2 「基礎控除額」とは、所得税法第86条第1項の規定により控除される額となります。

【添付書類】

申請者及び子の戸籍全部事項証明書

【注意事項】(申請に当たっては、下記の内容について同意の上申請を行ってください)

- ・山ノ内町が必要と認めた範囲内において、児童扶養手当の支給に関する情報や申請者及び対象となる子の課税状況等の寡婦(夫)とみなすために必要な情報を関係部署に照会又は情報提供する場合があります。
- ・本事業利用後において、申請内容に虚偽があった場合は、寡婦(夫)みなし適用を取り消し、当該申請に基づき適用された利用料の減額分について全額返還いただくこととなります。